



# 島根県報

平成28年12月16日（金）  
号外 第 188 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	（農 業 経 営 課）	2
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	（水 産 課）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（     "     ）	4
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（     "     ）	5

**告 示****島根県告示第734号**

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のとおり改正し、平成28年12月19日から施行する。

平成28年12月19日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年1.27パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年0.87パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

**島根県告示第735号**

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2を次のように改める。

**別表第2（第5条関係）**

資 金 名	利 子 補 給 率				
漁業近代化資金の種類	漁業近代化資金融通法（以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号及び第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合

1 総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金（第3号に掲げるものを除く。）	年1.3% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%）	年1.1% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.1%）	年1.3%	年1.3%	年1.1%
2 総トン数20トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金（次号に掲げるものを除く。）	年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
3 共同利用に供する漁船の建造若しくは取得又は改造に必要な資金	—	—	年1.3%	年0.65%	年0.65%
4 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年1.3% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.3%）	年1.1% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.1%）	年1.3%	年0.65%	年0.65%
5 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な	年1.3% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.3%）	年1.1% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.1%）	年1.3%	年0.65%	年0.65%

な資金					
6 漁具又は養殖いかだ その他農林水産大臣が 定める養殖施設の取得 に必要な資金	年1.3% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年1.3%	年1.1%
7 ぶり、うなぎその他 の成育期間が通常1年 以上である水産動植物 であつて農林水産大臣 が定めるものの種苗の 購入又は育成に必要な 資金(農林水産大臣が 指定するものに限 る。)	年1.3%	年1.1%	年1.3%	年1.3%	年1.1%
8 有線放送施設その他 の漁村における環境の 整備のために必要な施 設であつて農林水産大 臣の定めるものの改良、 造成又は取得に必要な 資金(法第2条第 1項第6号から第10号 までに掲げる者(同項 第10号に掲げる者にあ つては、令第5条に規 定する団体を除く。) に貸し付けられるもの に限る。)	—	—	年1.3%	年0.65%	年0.65%
9 前各号に掲げるもの のほか、農林水産大臣 が特に必要と認めて指 定する資金	年1.3%	年1.1%	年1.3%	年0.65%	年0.65%

別表第2の2中「1.27パーセント」を「1.3%」に改める。

#### 附 則

- この告示は、平成28年12月19日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成28年12月19日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	「	年0.08%以内	「	年0.3%以内	を に改める。
	年0.1%以内	年0.35%以内			
	年0.08%以内	年0.3%以内			
	年0.08%以内	年0.3%以内			
	年0.08%以内	年0.3%以内			
	年0.08%以内	年0.3%以内			
	年0.08%以内	年0.3%以内			
	年0.08%以内	年0.3%以内			
」	」				

#### 附 則

- 1 この告示は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成28年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

#### 島根県告示第737号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「0.08パーセント」を「0.3パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成28年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。